

## 第5章

## 所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁<sup>1)</sup>は、特定建築物について耐震診断及び耐震改修の必要性が認められる場合は、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行うこととしていることから、中井町では、所管行政庁である神奈川県と連携します。

### 【県計画における所管行政庁による実施事項】

#### 1. 耐震改修促進法による指導・助言の実施

所管行政庁（神奈川県）は、建築基準法の定期報告等で該当する特定建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。また、建築確認申請窓口での個別相談等の機会を捉え、耐震診断及び耐震改修の実施の必要性に関して説明します。

#### 2. 耐震改修促進法による指示の実施

##### (1) 指示を行う建築物の優先順位

耐震診断または耐震改修への指示を行うべき建築物については、災害時に多数の利用者に危険が及ぶおそれがある施設を優先します。

##### (2) 指示の方法

耐震診断及び耐震改修に関する具体的な実施事項を記載した指示書を交付します。

##### (3) 指示に従わないときの公表の方法

指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなくその指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を法に基づき公表します。公表は、広く周知するため広報やホームページへの掲載等により行います。

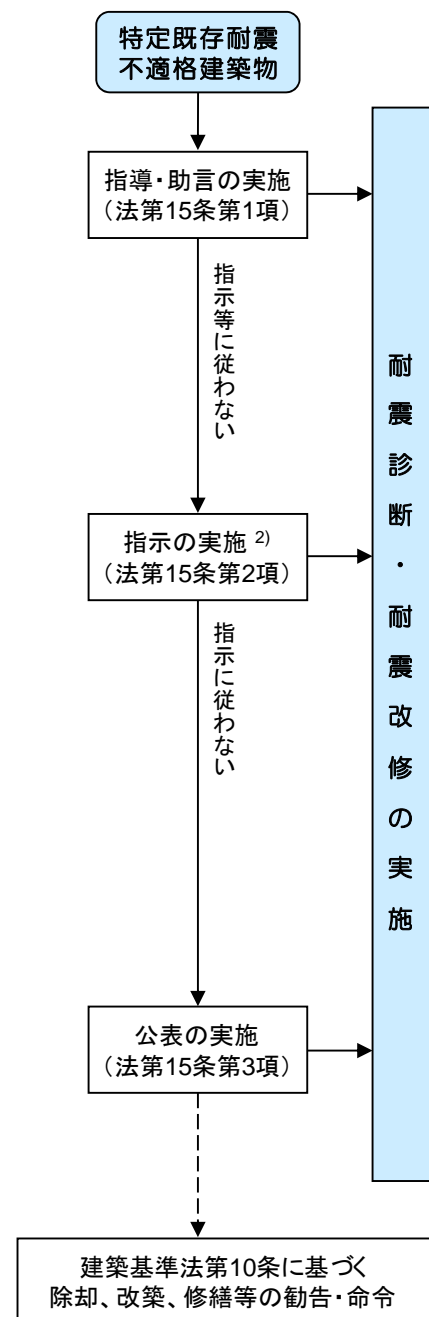


図-5.1 指導・助言・指示等の流れ

- 1) 所管行政庁：耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、建築基準法第4条に規定する建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村については知事をいいます。中井町では神奈川県が所管行政庁であり、県西土木事務所が担当しています。
- 2) 耐震改修促進法による指示：指示対象となる規模要件に該当する特定既存耐震不適格建築物に限ります。